

『エコアクション2.1地域事務局北海道』判定委員会規程

(所掌事務)

第1条 エコアクション2.1地域事務局北海道判定委員会(以下、「地域判定委員会」という。)は、次の事項を審議する。

- (1) 事業者のエコアクション2.1認証・登録の可否
- (2) エコアクション2.1審査人の審査結果に対する異議
- (3) その他、事業者のエコアクション2.1認証・登録に関する事項

(地域判定委員会の構成及び委嘱)

第2条 地域判定委員会は、必要に応じて複数設置し、一つの委員会は3名以上5名以内をもって構成する。

2. 地域判定委員会の委員は次に掲げる者などのうちから、社団法人北海道商工会議所連合会会頭が委嘱する。

- (1) 事業者の環境への取組みなどに関する専門家及び有識者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として、連続して10年を超えないものとする。また、補欠によって就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員の互選により、委員長及び副委員長を選出する。

2. 委員長は、委員会を統轄する。
3. 委員長にやむを得ない事由があるときは、副委員長が代行する。

(地域判定委員会の開催)

第5条 地域判定委員会は、エコアクション2.1地域事務局北海道事務局長が招集し、委員長はその議長を務める。

2. 地域判定委員会は、必要に応じて開催するものとする。

(会議の定足数及び議決数)

第6条 地域判定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2. 地域判定委員会の議決は、出席委員の全会一致をもってこれを行う。

(規程の改廃)

第7条 本規程は、エコアクション2.1地域事務局北海道運営委員会において、委員の3分の2以上の賛成によって改廃できるものとする。

(議事録)

第 8 条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席委員名・欠席委員名
- (3) 審査事項
- (4) 議事の経路の概要及び議決の結果

(守秘義務)

第 9 条 委員は、会議で知り得た情報を委員就任中はもとより委員退任後に他に漏らしてはならない。

(附則) この規程は、平成 1 9 年 5 月 1 日から制定施行する。